



旭川市 医療的ケア児保育支援事業

～旭川市特別支援保育事業～

旭川市では、日常生活および社会生活を営むために、吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童の保育施設での受入れを行います。

実施施設

旭川市立神楽保育所

神楽4条8丁目
☎ 61-2431

旭川あかしあ認定こども園

末広東2条9丁目1-5
☎ 57-6400

※上記施設以外をご希望の場合はこども保育課まで御相談ください。

利用対象児童

旭川市民で医療的ケアを必要とし、教育・保育施設を利用希望の0歳（生後2か月）から就学前の児童。

※医療的ケア～経管栄養、吸引、導尿、人工呼吸器等を用いた医療資格保持者が行うケアのこと。

申込み方法

申込前にご希望する保育施設との事前協議が必要になります。

※詳しくはこども保育課までお問い合わせ下さい。



留意事項

希望施設との事前協議において、受入れ体制が取れないなどの理由で利用ができない場合があります。

お問い合わせ先

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階
旭川市子育て支援部こども保育課
保育センター事業担当
電話0166-25-9844（直通）



旭川市ホームページ
特別支援保育については
こちら